

◎新潟県告示第846号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、姫川港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

平成24年6月29日

姫川港港湾管理者 新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

| 種 類 | 名 称 | 位 置 | 数量及び能力 |
|------|--------|-----------------|--------|
| 保管施設 | 西7号野積場 | 糸魚川市大字寺島字浜ノ新田地内 | 2,594㎡ |
| 保管施設 | 西8号野積場 | 糸魚川市大字寺島字中ノ切地内 | 7,993㎡ |